

# 税務課からのお知らせ

## ■平成22年度からコンビニエンスストアで固定資産税が納付できます。

軽自動車税に加え、平成22年度から固定資産税がコンビニエンスストアで納付できるようになります。

### 【注意点】

- ・納期限を過ぎると、コンビニエンスストアでは納付できません。納期限内に納付して下さい。
- ・納付額が30万円を超えるものはコンビニエンスストアでは納付できません。金融機関での納付をお願いします。

## ■あなたの固定資産が確認できます。

納税者が、他の土地や家屋の価格と比較をして、自己の資産の評価が適切かどうかを判断できるようにするため、縦覧期間内に限り土地や家屋の所在、評価額等を記載した「縦覧帳簿（所有者の記載はありません）」を無料で見るすることができます。

【縦覧期間】 4月1日から5月31日まで

【縦覧場所】 南部町役場 税務課（法勝寺庁舎）

【縦覧できる方】 南部町内に資産を所有している納税義務者（代理人の場合は委任状が必要です。）

※ 縦覧する場合は、運転免許証などの本人確認ができるものをお持ちください。

## ■軽自動車税の減免申請を受け付けます。

心身に障がい等がある方（本人）に係る軽自動車等や、構造がもっぱら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。減免の申請は毎年必要です。

【申請期間】 4月1日から4月23日まで

### 【注意点】

軽自動車税を口座から振替られる方で、減免の申請が4月20日を過ぎた場合は、軽自動車税を一旦口座から振替を行い、減免が決定された後、還付することになりますのでご了承下さい。

【申請場所】 南部町役場 税務課（法勝寺庁舎）、町民生活課（天萬庁舎）

## ○心身に障がい等がある方（本人）に係る軽自動車等の場合

### 【申請に必要なもの】

- ①障害者手帳
- ②運転免許証
- ③車検証
- ④印鑑
- ⑤本人が運転する場合以外は自動車の使用目的を証明する書類（例／通学証明書、学生証、通院証明書、病院の領収書等）

### 【減免となる障がいの範囲について】

- ・身体に障がいのある方（障がい名及び障がいの程度によります。詳しくはお問い合わせ下さい。）
- ・知的障がいのある方（療育手帳Aをお持ちの方）
- ・精神に障がいのある方（精神障害者保険福祉手帳1級をお持ちの方）

### 【自動車の所有について】

- ・本人が運転する場合は、本人が自動車の所有者であること。
- ・本人以外が運転する場合は、本人または生計を一にする方が所有者であること。